

令和6年第4回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和6年4月25日(木)					
開催場所	日高市役所 501会議室					
開催時刻	午後3時30分					
閉会時刻	午後4時30分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	欠席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	欠席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第13号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>日程第5 議案第14号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第6 専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、6番、7番にお願いします。

日程第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の13番より、申請地の状況について説明をお願いします。

13番

申請地は、〇〇地内で〇〇市大字〇〇との境になります。現地は、直ぐにでも作付け出来るきれいな状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、市内の〇〇地内で酪農を営み、農地所有適格法人として営農している法人です。市内の経営面積は約8.6haとなります。牧場では約180頭の乳牛を飼育し、農地では飼料用の作物を栽培しています。譲受人は農地中間管理事業を利用し、市内及び越生町で農地を借り受けています。農業従事日数につきましては、年間約300日です。今回の申請地も飼育用の作物を計画しております。埼玉県農林公社より農地を買受け経営規模拡大するものです。

また、譲渡人が農林公社となっていますが、元々農林公社が所有していた農地ではなく、農林公社が間に入り所有者より農地を買受け、今回、3条申請により公社から譲受人に売買するものです。農林公社が売買等の手続を全て行いますので、譲受人の農家の方の負担が軽減されるメリットがあります。

議 長

ただいま、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

日程第3 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。はじめに1番、本件担当の12番より、申請地の状況について説明をお願いします。

12番

申請地は〇〇地内で、〇〇へ向かう〇〇沿いで、旧道と交わるY字路の北側に位置します。以前、農業委員会で審議した記憶があります。現地は砂利が敷いてあり車も数台止まっていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。譲受人は、日高市内にて、ガソリンスタンドや中古車販売修理及びレンタカー業を行っている事業者です。現在、市

内に販売用の車や車検、修理、代車、レンタカーなどの車両置場が7か所あり130台程度を駐車しています。上鹿山地内で、借地している駐車場の一部が県道用地として買収されることになり、その代替地として、隣接している農地を買収前と同程度の駐車スペースを確保したいため、借り受けたいとのことです。申請地ではトラック1台、普通車5台、軽自動車1台置く計画となっています。申請地の農地区分は2種農地となり計画目的に必要性があると思われます。

議長

ただいま、12番より現地が既に駐車場として使用していると話がありましたので、現地の状況を事務局で確認して頂き判断したいと思います。

事務局

(現地確認)

議長

それでは、事務局で現地確認をして参りましたので報告をお願いします。

事務局

現状を確認して参りました。現地は未着手で農地のままでした。

議長

本件について、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第13号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第13号農地法第5条の規定による許可後の変更申請について審議に入ります。本件担当の3番より、申請地の状況について説明をお願いします。

3番

申請地は、県道〇〇線沿いで右手に清掃センターがあり、それを南に向かい、左側に物流倉庫が建築された先を左折した〇〇沿いになります。現地は、砂利が敷いてあり整地され工事用のプレハブが設置されていました。

議長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

本件は令和〇年〇月総会にて審議し、物流倉庫の新設工事に伴う仮設現場事務所用地の一時転用で許可相当として埼玉県に進達し指令川農振〇号、令和〇年〇月〇日付けで許可が下りているものです。

申請人は、物流倉庫の新設工事を請負っている事業者で、倉庫新設工事は完了しましたが、コロナ以降の慢性的な資材不足により倉庫内で必要な機材の設置が残っているため工期が延長となり、仮設現場事務所用地として一時転用で利用してる申請地についても期間の延長を行うものです。一時転用の期間延長につきましては、当初、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までを令和〇年〇月〇日まで、4カ月延長するものです。工期の延長に伴う計画内容の変更申請のため、必要性があると思われます。

議長

ただいま、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

日程第5 議案第14号 農業経営基盤強化促進法附則第5条1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第14号農業経営基盤強化促進法附則第5条1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について審議に入ります。

議事参与の制限により、5番は退室願います。

(5番退室。)

議長
6番

本件担当の6番より申請地の状況について説明をお願いします。
昨日、現地を確認してきました。場所は、先月審議した隣の農地です。きれいに耕耘されていました。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
借受人は花きをはじめ水稻、ハパイヤ、里芋などを栽培する認定農業者です。年間の農業従事日数は350日。借受人は広域で農地を借り入れており、申請農地を集積して経営拡大を目的としています。

議長

ただいま、6番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。
質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

5番は、入室してください。

(5番入室。)

議長

日程第6 「専決処分の報告」について

日程第6「専決処分の報告」について、農地法第5条第1項第6号が4件あります。質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。
以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。